



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 10 月 3 日 (木 曜 日) 第 549 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

| | 頁 | | |
|--|-------------|----------------------------------|-----------|
| 規 則 | | | |
| ○養蜂振興法及び蜜蜂転飼条例の施行に関する規則の一部を改正する規則…………… | (畜産振興課) 1 | | |
| 告 示 | | | |
| ○庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示…………… | (財産総合管理課) 6 | | |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定…………… | (障がい福祉課) 8 | | |
| ○指定障害福祉サービス事業の廃止…………… | (“ ”) 8 | | |
| | | ○保安林の指定予定 (2件) …………… | (自然環境課) 8 |
| | | 公 告 | |
| | | ○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する意見書の提出…………… | (商工政策課) 9 |
| | | ○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可 (4件) …………… | (農村整備課) 9 |
| | | ○県営土地改良事業に係る換地計画の決定 (4件) …………… | (“ ”) 9 |
| | | ○入札公告…………… | 10 |
| | | 病院局公告 | |
| | | ○落札者等の公告 (4件) …………… | 16 |

規 則

養蜂振興法及び蜜蜂転飼条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第39号

養蜂振興法及び蜜蜂転飼条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

養蜂振興法及び蜜蜂転飼条例の施行に関する規則 (昭和31年宮崎県規則第11号) の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から第3号までを次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 2 条関係)

蜜蜂飼育届

年 月 日

宮崎県知事 殿

現 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電 話 番 号

養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 年 1 月 1 日現在蜜蜂飼育状況

| 飼育場所 | 飼育蜂群数 |
|------|-----------|
| | (うち日本蜜蜂) |

2 年蜜蜂飼育計画

| 飼育場所 | 飼育予定最大計画蜂群数 | 飼育期間 |
|------|-------------|----------------|
| | (うち日本蜜蜂) | 月 日から 月 日まで |
| | (うち日本蜜蜂) | 月 日から 月 日まで |
| | (うち日本蜜蜂) | 月 日から 月 日まで |

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 飼育計画は、1 月 1 日から 12 月 31 日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第 8 条第 1 項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

宮崎県知事 殿

現 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電 話 番 号

養蜂振興法第 3 条第 3 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | 変更前の飼育計画 | 変更後の飼育計画 |
|---------------------|-----------|-----------|
| 飼 育 場 所 | | |
| 飼育予定最大 計 画 蜂 群 数 | (うち日本蜜蜂) | (うち日本蜜蜂) |
| 飼 育 期 間 | | |

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第 8 条第 1 項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

現 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電 話 番 号

下記のとおりに転飼したいので許可願いたく、養蜂振興法第 4 条第 1 項
蜜蜂転飼条例第 3 条第 1 項 の規定により申請し
ます。

記

| | 転飼申請 直前の 飼育場所 | 転飼しようとする 場所 | 左の土地 所有者 住所氏名 | 転 飼 数 蜂 群 数 | 主な 蜜源 | 転飼期間 | 飼養管理者 住所氏名 |
|---|---------------------|----------------|---------------------|----------------|----------|----------------|---------------|
| 1 | | | | (うち日本 蜜蜂) | | 月 日から 月 日まで | |
| 2 | | | | (うち日本 蜜蜂) | | 月 日から 月 日まで | |
| 3 | | | | (うち日本 蜜蜂) | | 月 日から 月 日まで | |
| 4 | | | | (うち日本 蜜蜂) | | 月 日から 月 日まで | |

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 転飼しようとする場所が本人以外の所有である場合は、土地使用承諾書及び付近見取図を添付すること。
- 4 この申請書の様式は、九州各県の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の申請様式として利用できます。

添付書類

土地使用承諾書及び付近見取図

(付近見取図は、目標となる建物施設名、河川名、道路名、停留所名等を記入し、蜂場は赤印で明記してください。)

| | 土地使用承諾書 | 付近見取図 |
|---|---|-------|
| 1 | 場所 面積 (坪数又は㎡) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 | |
| 2 | 場所 面積 (坪数又は㎡) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 | |
| 3 | 場所 面積 (坪数又は㎡) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 | |
| 4 | 場所 面積 (坪数又は㎡) 期間 (自) 月 日 (至) 月 日 上記のとおり、蜜蜂転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 | |

備考 添付書類については、昨年と同一の場所に転飼する場合は、提出する必要はありません。ただし、同一の場所であっても、土地所有者が変更になった場合は提出してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 529号

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (入札参加資格審査の申請) 第4条 [略] 2 [略] 3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(20) [略] (21) 常時雇用する労働者の数が <u>300人</u> 以下の者であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っているものにあつては、その届出書の写し (22)～(24) [略] | (入札参加資格審査の申請) 第4条 [略] 2 [略] 3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(20) [略] (21) 常時雇用する労働者の数が <u>100人</u> 以下の者であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っているものにあつては、その届出書の写し (22)～(24) [略] |

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第2号中「（雇用労働者数 300人以下）」を「（雇用労働者数 100人以下）」に改める。

別記様式第5号の2を次のように改める。

様式第5号の2 (第4条関係)

障がい者の雇用状況調査票

| 障がい者の分類 | 雇用状況 | 雇用の有無 (該当者がいる 場合のみ○印) | 人数 |
|-----------------------------------|------|-----------------------------|----|
| ① 重度身体障がい者 | | | 人 |
| ② 重度身体障がい者以外の身体障がい者 | | | 人 |
| ③ 重度身体障がい者(短時間) | | | 人 |
| ④ 重度身体障がい者以外の身体障がい者(短時間) | | | 人 |
| ⑤ 重度身体障がい者(特定短時間) | | | 人 |
| A 身体障がい者数 小計 ①×2+②+③+(④+⑤)×0.5 | | | 人 |
| ⑥ 重度知的障がい者 | | | 人 |
| ⑦ 重度知的障がい者以外の知的障がい者 | | | 人 |
| ⑧ 重度知的障がい者(短時間) | | | 人 |
| ⑨ 重度知的障がい者以外の知的障がい者(短時間) | | | 人 |
| ⑩ 重度知的障がい者(特定短時間) | | | 人 |
| B 知的障がい者数 小計 ⑥×2+⑦+⑧+(⑨+⑩)×0.5 | | | 人 |
| ⑪ 精神障がい者 | | | 人 |
| ⑫ 精神障がい者(短時間) | | | 人 |
| ⑬ 精神障がい者(特定短時間) | | | 人 |
| C 精神障がい者数 小計 ⑪+⑫+⑬×0.5 | | | 人 |
| 雇用障がい者数 合計 A+B+C | | | 人 |
| 従業員数(常時雇用する労働者の総数) | | | 人 |

(注) 1 人数については、申請日以前の直近の10月1日現在で記入すること。また、障がい者を雇用していない場合は、0人と記入すること。

2 上記調査票に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号「身体障害者障害程度等級表」の障害等級が1級から6級までに掲げる障がい有する者及び7級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。
- (2) 「重度身体障がい者」とは、(1)の障害者等級のうち1級又は2級に掲げる障がいを有する者及び3級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。
- (3) 「知的障がい者」とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者をいう。
- (4) 「重度知的障がい者」とは、(3)で判定された者のうち知的障がいの程度が重いと判定された者をいう。
- (5) 「精神障がい者」とは、精神障害者保健福祉手帳を所持する者をいう。
- (6) 「短時間」とは、短時間労働者をいい、短時間労働者とは1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者をいう。
- (7) 「特定短時間」とは、特定短時間労働者をさし、短時間労働者のうち1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満である労働者をいう。
- (8) 「常時雇用する労働者の総数」とは、正規の従業員(家族従業員で給与の支給を受けている者を含む。)の人数をいう。なお、代表者、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は除くものとする。

別記様式第5号の3中「印」を削る。

別記様式第7号及び別記様式第8号中「@」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 530号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 事業番号 | 指定障害児通所支援事業所 | | 指定障害児通所支援事業者 | | 指定年月日 | 事業等の種類 |
|------------|------------------|----------------------|---------------|--------------------|-----------|-------------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4550800140 | 多機能型事業所ひなたかれっじ西都 | 宮崎県西都市大字妻字平田1449番地17 | 株式会社 tomorrow | 宮崎県宮崎市神宮西二丁目 222番地 | 令和6年10月1日 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |

宮崎県告示第 531号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 事業番号 | 指定障害福祉サービス事業所 | | 指定障害福祉サービス事業者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|------------------|---------------|------------------|-----------|-------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4510200175 | 高崎苑指定居宅介護事業所 | 都城市高崎町繩瀬1622番地17 | 社会福祉法人健全会 | 都城市高崎町繩瀬1622番地17 | 令和6年9月30日 | 居宅介護、重度訪問介護 |

宮崎県告示第 532号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字梅ノ谷 7079・7084・7085・7088（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、7075から7077まで、7092
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 533号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字池田6875、字北ノ内6881、6882-1、6883-1、6884-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル加納店
宮崎市清武町加納乙 382-4 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和6年7月29日
- 3 意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
非公開
 - (2) 意見の内容又は趣旨
 - ① 駐車需要の充足等交通に係る事項
下加納交差点は、ニュー池田台、下加納区では、生活道路の一部で、現在でも月見ヶ丘方面から 220号の混雑を避けて流入する車両、ハンズマン・マルショクを利用する車両で混雑しており、交通事故も発生している。トライアルの出入り口を市道側に設けると、さらなる混雑がひどくなる。交差点の形状の変更、幅員の増幅変更が必要と思われる。
 - ② 歩行者の通行の利便の確保等
県道側は、小学生の通学路に指定されており、通学時は集団で登校しており、搬入車両の出入りでは、警備員を配置して歩行者の安全を確保する必要がある。
 - ③ 町並みづくり等への配慮等
駐車場の一角に、屋根付き広場を設けて、買い物客等がくつろぎ、会食できる場所としてほしい。
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年10月3日から令和6年11月4日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、下本庄土地改良区（国富町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、宮王丸土地改良区（国富町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、薩摩原土地改良区（国富町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、木森井堰土地改良区（国富町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、美郷地区長野1換地区県営土地改良事業（美郷町、県営中山間地域総合整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年10月3日から令和6年11月1日まで
- 3 縦覧場所
美郷町役場建設課内
- 4 その他
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、美郷地区長野2換地区県営土地改良事業（美郷町、県営中山間地域総合整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年10月3日から令和6年11月1日まで
- 3 縦覧場所
美郷町役場建設課内
- 4 その他
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎

県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、美郷地区長野3換地区県営土地改良事業（美郷町、県営中山間地域総合整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年10月3日から令和6年11月1日まで

3 縦覧場所

美郷町役場建設課内

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、美郷地区舟戸換地区県営土地改良事業（美郷町、県営中山間地域総合整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年10月3日から令和6年11月1日まで

3 縦覧場所

美郷町役場建設課内

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名 令和6年度地域連携第2-2-1号国道447号真幸工区真幸トンネル工事（2工区）（以下「本工事」という。）

(2) 工事場所 えびの市大字内堅

(3) 工期 この競争入札に係る契約成立の日から令和10年10月31日まで

(4) 工事概要

延長 L = 992m

幅員 W = 6.0 (8.5) m

トンネル本土工 L = 992m

道路土工 N = 1 式

(5) 予定価格 落札者決定後公表

(6) 適用制度 低入札価格調査制度

(7) 入札の方法 本工事について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この競争入札は、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。ただし、入札書を書面にて提出することを希望する者は、紙入札方式によることができる。

(8) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術申請書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事であり、施工体制評価型総合評価落札方式の型式は、WTO工事JV型である。

(9) 本工事は、本契約成立後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この競争入札に参加する資格を有する者は、宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成6年10月1日県土整備部技術企画課定め）に基づく特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を全て満たすものとする。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、3であること。

イ 構成員の組合せは、各構成員が2(2)の構成員の資格要件をそれぞれ満たす組合せであること。

ウ 各構成員は、本工事に係る入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体の結成方法は、自主結成であること。

オ 構成員の出資比率の最小限度は、20%であること。

カ 共同企業体の代表構成員は、構成員のうち施工能力及び出資比率が最大のものであること。

キ 構成員のいずれも経常建設共同企業体の構成員でないこと。

(2) 構成員の資格要件

ア 構成員の資格要件

(ア) 令和6年宮崎県告示第111号に規定する資格を有する者であること。

(イ) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく

令和 6・7 年度の土木一式工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。

(ウ) 建設業法(昭和24年法律第 100号)第15条の規定による土木一式工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(エ) 次の a、b 又は c に該当する者でないこと。

a 本工事に係る設計業務の受託者(株式会社建設技術研究所(本店所在地:東京都中央区日本橋浜町3丁目21番1号))

b aの受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

c 建設業者の代表権を有する役員がaの受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(イ) 宮崎県施工体制評価型総合評価落札方式(WTO工事JV型)実施要領(令和2年7月1日県土整備部技術企画課定め。以下「WTO実施要領」という。)別添3の一般競争入札(施工体制評価型総合評価落札方式(WTO工事JV型))公告共通事項書(以下「共通事項書」という。)2に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

イ 代表構成員の資格要件

(ア) 次の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)があること。

① 平成21年度以降に完成した工事であること。

② 土木一式工事であること。

③ 内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事であること。

(イ) 土木一式工事における建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値(審査基準日が令和4年8月1日から令和5年7月31日までのものに限る。以下「総合評定値」という。)が1,200点以上であること。

(ウ) 次の事項を全て満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。

① 一級土木施工管理技士若しくは二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者又は土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのいずれかに該当する者であること。

② 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。

③ 2(2)イ(ア)の要件を満たす工事において、主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人の経験(2(2)イ(ウ)①の資格を有して以降の経験に限る。)を有する者であること。

④ 入札執行日の前日時点において、構成員が3か月以上継続して雇用している者であること。

ウ 第2構成員及び第3構成員の資格要件

(ア) 2(2)イ(ア)の要件を満たす工事を元請として施工した実績があること。

(イ) 土木一式工事における総合評定値が1,000点以上であること。

(ウ) 次の事項を全て満たす技術者を、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。

① 2(2)イ(ウ)①及び④の事項を全て満たす者であること。

② 2(2)ウ(ア)の要件を満たす工事において、主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人等の経験(2(2)イ(ウ)①の資格を有して以降の経験に限る。)を有する者であること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱に基づく令和6・7年度の土木一式工事に係る入札参加資格を有さない者で、本工事の入札に参加を希望する者は、令和6年宮崎県告示第111号に基づき、次のとおり入札参加資格審査申請を行わなければならない。

(1) 受付期間 令和6年10月3日から令和6年10月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)

(2) 申請先及び申請に関する問合せ先 宮崎県県土整備部管理課 建設業審査担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7176

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県小林土木事務所 小林市細野 367番地の2 郵便番号886-0004 電話番号0984(23)5165

(2) 期間 令和6年10月3日から令和6年12月12日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)

5 設計図書等の交付方法及び交付期間

(1) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービス(<http://www.e-n-yusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)による閲覧若しくは提供(宮崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。)又は宮崎県小林土木事務所において閲覧若しくは貸出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))

(2) 交付期間 令和6年10月3日から令和6年12月12日まで

6 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 質問の受付期間 令和6年10月3日から令和6年11月28日午後5時まで

(2) 受付方法 小林土木事務所入札質問受付フォーム(<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/66pM2Utt>)

(3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲示

7 入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)に関する資料の提出場所、提出期間及び提出方法

(1) 提出場所 電子入札システム上(紙入札の場合は、宮崎県小林土木事務所)

(2) 提出期間 令和6年10月3日から令和6年10月22日午後5時まで(送付にあつては、令和6年10月22日午後5時必着)

(3) 提出方法 電子入札システムにより入札書を提出する場合にあつては、宮崎県建設工事等電子入札実施要領(平成17年12月1日県土整備部技術企画課定め)第8条第1項に規定する入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)についても同システムにより提出すること。紙入札にあつては、宮崎県小林土木事務所に持参又は送付(書留郵便など配達記録確認ができるものに限る。以下同じ。)によること。

8 入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)に関する質問及び回答

(1) 質問の受付期間 令和6年10月3日から令和6年10月15日午後5時まで

(2) 受付方法 小林土木事務所入札質問受付フォーム

| | |
|--|--|
| <p>(3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲示</p> <p>9 共同企業体認定申請に関する資料の提出場所、提出期間及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県小林土木事務所</p> <p>(2) 提出期間 令和6年10月3日から令和6年10月22日午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで。送付にあつては、令和6年10月22日付けの消印があるものまで有効とする。）</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付によること。</p> <p>10 共同企業体認定申請に関する質問及び回答</p> <p>(1) 質問の受付期間 令和6年10月3日から令和6年10月15日午後5時まで</p> <p>(2) 受付方法 小林土木事務所入札質問受付フォーム</p> <p>(3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲示</p> <p>11 技術申請書の交付方法及び交付期間</p> <p>(1) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービスによる提供</p> <p>(2) 交付期間 令和6年10月3日から令和6年11月1日（宮崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。）</p> <p>12 技術申請書に関する質問及び回答</p> <p>(1) 質問の受付期間 令和6年10月3日から令和6年10月25日午後5時まで</p> <p>(2) 受付方法 小林土木事務所入札質問受付フォーム</p> <p>(3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲示</p> <p>13 技術申請書の提出場所、提出期間及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県小林土木事務所</p> <p>(2) 提出期間 令和6年10月3日から令和6年11月1日午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで。送付にあつては、令和6年11月1日付けの消印があるものまで有効とする。）</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付によること。ただし、技術提案については、電子データによる提出も併せて行うこと。</p> <p>14 ヒアリング</p> <p>(1) 配置予定技術者に対するヒアリング及び技術提案の履行の確認に関するヒアリングを令和6年11月12日から令和6年11月14日までに実施する。 なお、ヒアリングを実施する場所、日時及び方法等については、技術申請書等受付締切後に、通知する。</p> <p>(2) 前項の通知がありながらヒアリングを受けなかった者は、当該入札に参加することができない。</p> <p>15 入札書等の提出場所、提出期間及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 電子入札システム上（紙入札の場合は、宮崎県小林土木事務所）</p> <p>(2) 提出期間 令和6年12月11日午前7時から令和6年12月12日午前10時20分まで（入札書等を書面により提出する場合は、令和6年11月29日午前9時から令和6年12月11日午後5時まで）</p> <p>(3) 提出方法 電子入札システム（紙入札の場合は、持参又は送付）による。</p> <p>16 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県小林土木事務所入札室 小林市細野 367番地の2</p> <p>(2) 日時 令和6年12月12日午前10時30分</p> <p>17 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。</p> | <p>18 入札の無効に関する事項</p> <p>(1) 宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>ア 虚偽の申請を行った者のした入札</p> <p>イ WTO実施要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札</p> <p>ウ この競争入札に係る契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札</p> <p>エ 工事費内訳書を提出していない者又は工事費内訳書に不備がある者のした入札</p> <p>オ 当初の入札に失格基準価格未満の価格で入札した者のした再度の入札における入札</p> <p>(2) 入札を無効とした者には、その旨を入札無効通知書（一般競争入札実施要領（平成15年4月1日総務部財政課及び県土整備部技術企画課定め）別記様式第14号）により通知する。</p> <p>19 総合評価に関する事項</p> <p>(1) 評価基準については、WTO実施要領を参照すること。</p> <p>(2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、次のとおりとする。 なお、本工事の加算点の満点は、30点とする。</p> |
|--|--|

ア 評価項目ごとの評価基準及び配点

| 評価の視点 | 評価項目 | 評価基準 | ウェイト | 配点 | |
|----------------|---|-----------------------------|------|-------|---|
| 企業の技術力及び地域貢献度 | 施工実績 (代表構成員) 過去15年間の同種工事の施工実績 | 配点 × (実績件数 / 1件) 1件以上は満点 | 20 | 10 | |
| | | JV構成員のうち、2者以上が県内企業 | | 10 | |
| | 地域貢献度 | JV構成員のうち、1者が県内企業 | | 5 | |
| | | 上記以外 | | 0 | |
| 配置予定技術者の能力 | 施工経験 (代表構成員) 過去15年間の主任 (監理) 技術者等の同種工事の施工経験 | 配点 × (経験件数 / 1件) 1件以上は満点 | 20 | 10 | |
| | ヒアリング | 専門技術力と監理能力 | | ヒアリング | 5 |
| | | 当該工事の理解度 | | | 5 |
| 企業提案に高度な技術 (※) | 工事事務の性能・機能に関する事項 | 配点 × (技術提案の得点 / 10点) | 60 | 20 | |
| | 社会的要請に関する事項 | 配点 × (技術提案の得点 / 10点) | | 20 | |
| | 施工上配慮すべき事項 | 配点 × (技術提案の得点 / 10点) | | 20 | |
| 減点項目 | 入札参加資格取消し 入札参加資格停止 | 入札参加資格取消し | 0 | -6 | |
| | | 入札参加資格停止 (3か月以上) | | -5 | |
| | | 入札参加資格停止 (1か月以上3か月未満) | | -4 | |
| | | 入札参加資格停止 (1か月未満) | | -3 | |
| | | 上記に該当なし | | 0 | |
| 得点 (満点) | | | 100 | | |

イ 総合評価の方法

○評価値の算出

(1) 加算点の算出 加算点 = 30点 × 評価項目ごとの得点の合計値 / 得点 (満点)

(2) 評価値の算出 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (基礎点 (90点) + 施工体制評価点 (10点) + 加算点) / 入札価格

なお、施工体制評価点については、調査基準価格以上の入札者に10点を加点するが、調査基準価格未満の入札者は、次の式により施工体制評価点の加点をする。

調査基準価格未満の入札者の施工体制評価点 = ((入札価格 - 失格基準価格) / (調査基準価格 - 失格基準価格)) × 10点

○同種工事等の設定

| | 同種工事の名称 | 同種工事の番号 | 備 考 |
|------|-----------------------------|---------|------------|
| 同種工事 | 内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事 | — | 詳細を別表第1に記載 |
| 類似工事 | | | |

(評価項目の留意事項)

全て代表構成員について評価する。

(※企業の高度な技術力に係る技術提案)

企業の高度な技術力に係る技術提案については、別表第2に記載。

別表第1 同種工事の詳細

| 同種工事の名称 | 内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事 | 同種工事の番号 | |
|---|-----------------------------|---------|--|
| <p><同種工事の定義></p> <p>「内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事」とは、①及び②のいずれも満たす工事とする。</p> <p>① 国、都道府県、市町村又は民間事業者が発注した工事であること。</p> <p>② 内空断面が40㎡以上かつ延長800m以上のナトム工法による道路トンネル工事（災害復旧工事を含む。）であること。</p> | | | |
| 類似工事の名称 | | | |
| <p><類似工事の定義></p> | | | |

別表第2 企業の高度な技術力に係る技術提案

| 評価項目 | |
|-------------------|--|
| 工事目的物の性能・機能に関する事項 | ① 覆工コンクリート及びインバートコンクリートのひび割れ抑制を目的とした「コンクリートの配合と品質管理」に関する技術提案。 |
| | ② 覆工コンクリートの確実な充填を目的とした「コールドジョイント対策と天端部の空洞防止対策」に関する技術提案。 |
| | ③ 覆工コンクリートのひび割れ抑制を目的とした「コンクリートの養生と締め」に関する技術提案。 |
| | ④ 覆工コンクリートの巻き厚不足の防止を目的とした「覆工コンクリートの厚み管理」に関する技術提案。 |
| | ⑤ 覆工コンクリートの漏水対策を目的とした「確実な防水機能の確保」に関する技術提案。 |
| 社会的要請に関する事項 | ① 坑内作業における安全対策を目的とした「粉じん対策」に関する技術提案。 |
| | ② 坑内作業における安全対策を目的とした「建設機械の事故対策と車両の事故対策」に関する技術提案。 |
| | ③ カーボンニュートラルを目的とした「坑内作業におけるCO2削減」に関する技術提案。 |
| | ④ 坑内作業における「作業環境改善」に関する技術提案。ただし、現場環境改善費で実施する提案及び【社会的要請に関する事項】の①～③の評価項目で提案したものと同一内容の技術提案は認めない。 |
| | ⑤ 周辺住家への影響低減を目的とした「トンネル仮設備機械の騒音抑制対策」に関する技術提案。 |
| 施工上配慮すべき事項 | ① 坑内及び切羽部における事故防止を目的とした「変位の監視」に関する技術提案。 |
| | ② インバート掘削時の安定性確保を目的とした「鋼製支保工の安定性」に関する技術提案。 |
| | ③ 「早期閉合」を目的とした「インバートの施工」に関する技術提案。ただし、インバートコンクリート打設前までの提案とし、②の評価項目で提案したものと同一技術提案は認めない。 |
| | ④ 顕著な膨張性地山に対する「支保工パターンE断面の施工上の対策」に関する技術提案。ただし、②③の評価項目で提案したものと同一技術提案は認めない。 |
| | ⑤ 施工管理の向上または施工性の向上を目的とした「インフラ分野のDXの取組」に関する技術提案。ただし、【工事目的物の性能・機能に関する事項】の①から⑤と【社会的要請に関する事項】の①から⑤と【施工上配慮すべき事項】の①から④の評価項目で提案したものと同一内容の技術提案は認めない。 |

(3) 審査結果の通知

技術提案として提出された提案については、入札受付開始日の3日前までに審査結果を通知する。

(4) 評価内容の担保

技術提案に記載され、評価の対象となった内容については、契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行うものとする。

なお、受注者の責めにより施工において技術提案の内容を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

20 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、19の総合評価の方法により算定した評価値が最も高い者を落札候補者（評価値が最も高い者が2者以上いる場合にあっては、当該評価値の者による宮崎県建設工事等電子入札実施要領第19条第1項のくじ引きで決定した者）とする。落札候補者が低価格入札者でない場合には、そのまま落札者として決定する。

なお、落札候補者が低価格入札者である場合には、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部技術企画課定め）による低入札価格調査を実施した上、落札者を決定する。

21 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県小林土木事務所

22 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

23 契約の締結に関する事項

この競争入札に係る契約には県議会の議決を要するため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに契約が成立するものとする。ただし、契約の日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

24 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成26年6月23日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) この競争入札に係る契約日は令和7年2月定例県議会議決後の令和7年3月末を予定していることから、技術申請書の提出時点において配置予定技術者に手持工事がある場合（現場代理人、担当技術者又は専門技術者として従事している者を除く。）の契約工期の終期は令和7年2月末までであることを要件とする。

(4) その他この競争入札に関する詳細は、共通事項書及び設計図書等による。

25 Summary

(1) Project Name:

National Route 447, Masaki Area Construction, Masaki Tunnel Construction (2 Areas)

(2) Outline of Construction to be Commissioned:

Tunnel Length (L) = 992m

Tunnel Width (W) = 6.0 (8.5) m

Actual Length of Tunnel Required (L) = 992m

Road Earthmoving (N) = 1

(3) Location:

Uchitate, Ebino-shi, Miyazaki Prefecture, Japan

(4) Announcement of Tenders:

Thursday October 3rd, 2024.

(5) Bidding Date:

Thursday December 12th, 2024.

(6) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders:

Kobayashi Public Works Office, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government

Hosono 367-2, Kobayashi-shi, Miyazaki Prefecture, 886-0004, Japan

Tel: 0984 (23) 5165

Fax: 0984 (23) 7897

Email: kobayashi-doboku@pref.miyazaki.lg.jp

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年10月3日

県立延岡病院長 山口 哲 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

磁気共鳴画像診断装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

県立延岡病院医事・経営企画課財務担当 延岡市新小路2丁目1番地10

3 落札者を決定した日

令和6年7月25日

4 落札者の氏名及び住所

アイティーアイ株式会社 長崎県長崎市興善町6番7号

5 落札金額

283,690,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和6年6月13日

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年10月3日

県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

県立宮崎病院本館等清掃業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年8月23日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社中央ビルファシリティーズ 宮崎市錦町5番42号

5 随意契約に係る契約金額

224,400,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和6年7月8日

- 7 随意契約による理由
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号による随意契約

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年10月3日

県立延岡病院長 山 口 哲 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県立延岡病院本館等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立延岡病院総務課庶務担当 延岡市新小路2丁目1番10号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年8月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
第一ビル工事株式会社 宮崎市吉村町寺ノ下甲2306番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
99,792,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和6年7月8日
- 7 随意契約による理由
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号による随意契約

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年10月3日

県立日南病院長 原 誠一郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県立日南病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
つやげん九州株式会社 都城市宮丸町3048番地1
- 5 落札金額
105,600,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和6年7月8日

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|